平成２３年（フ）第１９３号
長崎県佐世保市大野町20番地の５
債務者　久原　賢治
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
沖縄県沖縄市大里２丁目12番17号　コーポラス島302号室
債務者　渡嘉敷敦子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１７１号
沖縄県沖縄市泡瀬５丁目２番26号　コーポ伊波３－Ｂ
債務者　安里　　牧
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１７３号
沖縄県うるま市石川東山１丁目２番地　東山団地７号棟101号室
債務者　平良　清美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１２９７号
千葉県市川市中山１丁目２番11号
破産者　三枝　　牧
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７９７号
神戸市長田区水笠通１丁目１番54号
破産者　永田薬品産業株式会社
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９８号
島根県松江市鹿島町佐陀本郷1843番地
破産者　中島　榮一
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第３７３号
函館市的場町20番20号
破産者　株式会社北稜建設
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２５８号
北海道旭川市十条通19丁目１番地の１
破産者　北建工業株式会社
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３号
島根県浜田市上府町イ981番地
破産者　佐々木陽子
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第３８６号
香川県三豊市高瀬町下勝間2344番地７
破産者　高瀬商工業協同組合
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１７３９号
埼玉県さいたま市浦和区常盤３丁目23番７－801号、前住所埼玉県さいたま市浦和区木崎３丁目５番４号
破産者　新島　芳子
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４８号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３－８－308
破産者　三浦　節子
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９６号
さいたま市南区辻２丁目６番８－105号
破産者　吉池　寛治
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７７号
長野県飯田市東新町１丁目50番地
破産者　酒井　計男
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第３１号
仙台市泉区将監６丁目４番33―32号、開始決定時の住所仙台市泉区北高森14番地の２
破産者　田代　洋三
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３８号
仙台市太白区長町８丁目21番８号　高庄アパート35
破産者　高橋　クミ
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係